

(1面から続く)

IV 生涯学習社会の構築～生涯学習～

〔基本施策1 生涯にわたる学習活動の充実〕

(1) 学習・交流の機会の提供と環境の整備

〔基本施策2 地域教育力の再構築と地域課題の解決〕

(1) 地域教育力の再構築と地域課題の解決 (2) 放課後子供教室の推進

〔基本施策3 図書館サービスの充実〕

(1) 図書館サービスの充実 ①資料・情報提供の充実と学習支援 ②地域資料・行政資料の収集・保存 ③子ども読書活動の推進 ④効率的で持続可能な図書館運営の推進

〔基本施策4 文化財の保護と活用〕

(1) 文化財の調査と保護の推進 (2) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進

〔基本施策5 市民スポーツの振興〕

(1) 市民スポーツの振興 ①スポーツ事業の充実 ②スポーツ環境の整備

「放課後子供教室」とは…児童を対象に、放課後等に学校施設を活用して、学習支援や体験活動、交流活動を多様なプログラムを実施する文部科学省による事業です。本市では7校で実施しており(平成30年12月現在)、早期の全校実施を目指します。



〔基本施策Ⅳの1〕 「生涯学習センター」は、生涯学習の拠点として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援など各種事業の中心的な役割を果たしています。今後も、生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めていきます。

〔基本施策Ⅳの2〕 地域における生涯学習を推進するためには市民同士が学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境を醸成する必要があります。そのためには、多様な学習活動を通じて市民の自立に向けた意識を高め、学習の成果を地域づくりの実践に結び付けていきます。子どもたちが学習活動をはじめさまざまな文化活動、スポーツ活動、芸術活動、伝統文化活動に参加することにより、心身ともに豊かに成長する一助になることを目指すとともに、放課後の子どもたちの活動をより充実させるため、「放課後子供教室」を整備拡大していきます。

〔基本施策Ⅳの3〕 図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決に役立ち、市政やまちづくりを支援する、生涯学習の拠点として充実を図ります。また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、東久留米に関する資料の収集・保存を継続していきます。

〔基本施策Ⅳの4〕 市内には、東京都指定文化財の指定を受けた史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた郷土芸能などが多数あります。しかし、都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、維持や保存継承が年々難しくなっています。文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や事業を充実させるとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進していきます。

〔基本施策Ⅳの5〕 市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められています。そのため、スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を推進します。

オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実【学校教育分野】【生涯学習分野】

【学校教育分野】「スポーツを通して心身を向上させ、文化・国籍などさまざまな違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献すること」を目指すオリンピックの精神(オリビズム)や、パラリンピックのもつ「勇気」「決断力」「平等」「鼓舞」といった価値は、学校教育の目指すところに相通するものです。東京2020大会と、その後に児童・生徒の心に残るレガシーとして、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を育てます。

【生涯学習分野】東京2020大会への機運醸成を高めるために、市民スポーツの振興や、さらなる施策が求められています。そのため、市民の間でオリンピック・パラリンピックへの機運を高めるための事業を、さまざまな機会を通じて展開していきます。

総合教育会議を開催

「総合教育会議」は、市長と教育委員会が、地域の教育課題等について、意見交換や協議を行う場です。

平成30年9月28日、市役所において、「第2次教育振興基本計画(素案)」を議題に、平成30年度第1回の会議が開催されました。教育委員からは、目標達成の進捗度の測り方や現行計画との違い等の再確認があり、施策ごとでは、「理科の学習における基礎的・基本的な知識や技能は、実生活における活用や論理的思考の基盤として重要な意味を持つ。新たに理数教育の向上を加えたことは大きな意義がある」「学力向上には教員の働き方改革も大きく関わってくる。教員は教科を教える以外に、日常的に事務的作業に追われている。教育委員会だけではなく、市も含めてバックアップしていくことが必要だ」「計画の内容は学校、保護者をはじめ地域の方に届いてこそ生きてくる。周知方法に工夫をしてほしい」等の意見がありました。

市長からは、生涯学習分野について、「今後も高齢者の行政への参画が不可欠であり、それまでの職場での経験や生涯学習で培った力を地域で生かしていただきたい」。さらに、現行計画にはなかった新たな柱である「オリンピック・パラリンピック」関連では、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に関わる事業は市全体で取り組んでいくので、市民の皆様にはさまざまな形で参加していただき、それぞれのレガシーを残していただきたい」との発言がありました。

第2回は平成30年11月8日、市役所において、「平成31年度予算(教育費)について」を議題に、教育委員から市長に、教育委員会が所管する事業について個別の要望を申し述べました。

※会議の詳細は市のホームページに掲載している議事録等を参照願います。詳しくは教育総務課庶務係 ☎470・7775へ。

市立小学校の再編成 西部地域小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画まとまる

市教育委員会では、より良い教育環境を整備するため、これまで、滝山小学校、第八小学校、第四小学校の適正化を進めてきましたが、平成30年12月、「西部地域小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画」を策定しました。下里小学校は全学年でクラス替えができない規模となつていきます。このため、同校では、保護者や地域のご理解・協力の下、学校の努力と工夫で小人数の良さを引き出す活動を行っており、保護者からも高く評価されています。しかし、小人数の場合、一般的には学校運営上や教職員に係るさまざまな課題が生じる可能性があり、子どもたちに影響を及ぼすことが懸念されます。

本計画では下里小学校の教育環境をより良いものにするため、同校を第十小学校に統合することを基本に、平成32年2020年)4月に下里小学校を第十小学校に統合し、平成31年度末(2020年3月末)に下里小学校は閉校としています。

学校再編成後の通学区と調整区域については、下里小学校を第十小学校に統合することにより適正規模の学級数となる見込みであることから、下里小学校の全通学区を第十小学校の通学区とし、調整区域を第十小学校の通学区とします。ただし、統合後の第十小学校が適正な学校規模を保てる範囲として、平成30年度に下里小学校に在籍し、同校の閉校時に下里三丁目住所のある在籍児童は、統合時に第七小学校を選択することができ、平成32年度に6年生となる現4年生は、下里三丁目以外に住所のある在籍児童も、統合時に第七小学校を選択することができ、とします。そして、今後は、統合1年前から第十小学校と下里小学校で交流授業を行う▽統合後の第十小学校に教員の加配を行い、組織体制の充実を図る▽通学区の変更に伴う安全対策として新たな交通擁護員の配置に努めるなど、必要に応じて第十小学校の施設整備を進めるなどし、適正化の実施を進めていきます。なお、下里小学校の閉校については、平成31年第一回市議会定例会に、「東久留米市立学校設置条例の一部改正」の議案が上程されています。詳しくは学務課庶務係 ☎470・7779へ。

東久留米市立学校働き方改革実施計画まとまる

市教育委員会では、新しい時代の教育に向けた持続可能な指導や運営体制の構築に向けて、教員の働き方改革を見直すため、学校長・教員等を委員とする検討委員会を立ち上げました。平成30年10月、同委員会の報告を受け、教員の専門性を生かしつつ子どもと向き合う時間を確保でき、教員の環境整備に取り組むための計画である「東久留米市立学校働き方改革実施計画」を策定しました。

その目標達成に向けて、教員の出勤管理に向けたタイムレコーダや音声応答装置の導入、夏季休業期間中の5日間の連続閉庁日などの具体的な取り組みを示しています。目標の達成状況については定観測を行うことで経年比較を行うことで検証し、教員の意識改革を進め、確実な改革を行うこととしています。

詳しくは教育総務課庶務係 ☎470・7775または指導室 ☎470・7781へ。

東久留米市立学校部活動ガイドラインまとまる

「東久留米市立学校働き方改革実施計画」では、「部活動の負担の軽減」が挙げられています。

そこで、市教育委員会では、市内の中学校教員を委員とする策定委員会を立ち上げました。平成30年11月、同委員会から報告を受け、市立中

学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい、学校生活全体の中の適切な部活動について、地域・学校・競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す「東久留米市立学校部活動ガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合)には、休養日を他の日に振り替える」などの「休養日の設定」等を具体的に示しています。

生徒が運動や文化活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送れるよう取り組んでいきます。

詳しくは指導室 ☎470・7781へ。

教育委員会の動き

〔教育委員会委員が再任〕平成30年第3回市議会定例会において、馬場そわか氏(保護者枠)が議会の同意を得て再任されました(任期は平成30年10月1日～平成34(2022)年9月30日の4年間)。



馬場委員

「教育委員に任命されて以来、教育委員会の会議において事務局から教育行政の報告を受けたり、また直接、学校の研究授業や行事、生涯学習関連のさまざまな事業に出席したり、文科省の研修に参加させていただいたりと、市政や教育行政の一端に触れてき

ました。教育委員会や先生方は東久留米の子どもたちのために一生懸命頑張ってください。私たちが教育委員は、教育行政の重要な方針を決定していく責任があります。これからも出来る限り自分の足で向いて見聞きし、考えを深め、責任を果たしていきたいと思ひます。

市内にはいろいろな問題や課題がありますが、教育委員として一番感じていることは、子どもたちの自己肯定感の低さです。それぞれみんな素晴らしいものを持っているのに、自分でそのことを認められていないことです。大人、保護者、教師、地域の方々にお願ひです。周りにいる子どもたちの良さを目を向けてください。1日10分間だけでも一緒に遊ぶでもいいし、

授業や部活に今までより熱を込めてもらうのもいいし、笑顔で挨拶したり、目をかけるだけでもいいと思います。

東久留米の子どもたちの自信と希望を、大人が守ってあげたいと思ひます。われわれ教育委員も応援していきますので、よろしくお願ひします。」

〔教育委員会の審議結果〕平成30年第7回定例会から、平成31年第3回臨時会までの議案の審議内容は、以下のとおりです。

《議案》32件(条例制定依頼1件、規則・規程等の改正8件、計画・方針・報告書等の決定6件、文化財の指定1件、予算関係3件、教科書採択4件、請願1件、生徒表彰1件、人事7件)。いずれも承認されました。

詳しくは教育総務課庶務係 ☎470・7775へ。